

仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版] 中間案（概要版）

地球温暖化はますます進行し、いまや世界的に最も関心の高い環境問題の一つとなっています。地球温暖化の影響は、北極や南極、海拔の低い地域だけでなく、ゲリラ豪雨や記録的な猛暑、野生動物の生息域の変化、農作物の凶作など、その影響が強く疑われる問題が私たちの身の回りでも起きつつあります。私たちの環境を良好に保ち、化石資源に過度に頼らない低炭素社会の構築に向け、平成22年度に計画が満了する本計画を改定するものです。

地球温暖化対策は、市民や事業者など皆様に、理解し、実践していただくことが極めて重要です。計画づくりに参加し、考えていただくことが、その対策の第一歩につながるものであることから、計画改定に際して、多くの人のご意見をおきかせいただきたいと考えております。

計画改定の趣旨・背景

本編
P1～P21

●地球温暖化が進行しています

大気中の二酸化炭素の量は、200年前と比べ35%程増加し、世界平均気温は、1906～2005年までの100年間で0.74℃上昇しました。

生物の種の約20～30%は、絶滅するリスクに直面するなど、取り返しのつかない影響が生じる可能性があるともいわれており、世界各地で地球温暖化の影響はますます深刻なものとなっています。

温室効果ガスを削減することによって、地球温暖化を「緩和」とするとともに、既に起こりつつある、または起こりうる温暖化の影響に対して、「適応」もしていかなければなりません。

●温室効果ガスの削減が急務です

現計画の「2010年度（平成22年度）において本市域における温室効果ガスの市民1人当たりの排出量を1990年度（平成2年度）比で7%削減する」という目標の達成は非常に厳しい見込みです。

気候に対して人為的影響を及ぼさないようにするためには、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに現状比で半減する必要があるといわれています。都市は様々な活動が活発で、環境負荷が大きいことから、本市も積極的に温室効果ガスを削減していかなければなりません。

●地域からの取り組みを進めます

私たちは、先人から受け継がれてきた「都・仙台」を誇りに思い、次の世代にも引き継いでいきたいと考えています。地域の特性を生かし、地域からも低炭素都市づくりに取り組んでいきます。

計画の位置づけ等

本編
P22～P24

●計画の位置づけ

本計画は、市の都環境プランの低炭素都市づくり（地球温暖化対策）に関する個別計画です。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に定める地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）です。

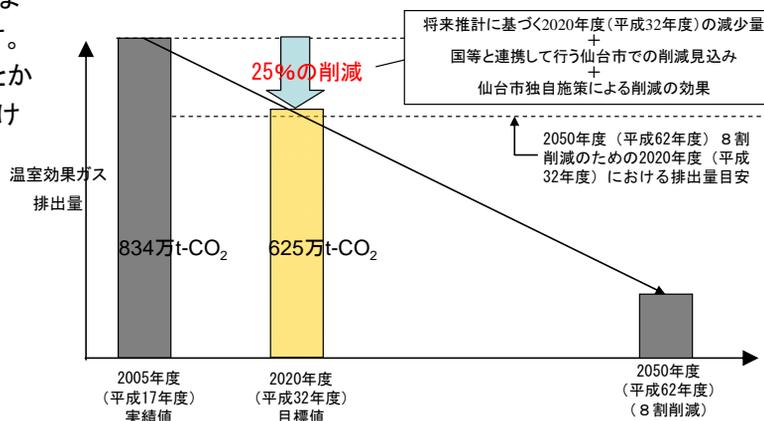
●計画期間

2011年度（平成23年度）～ 2020年度（平成32年度）

目標

本編
P25～P30

2020年度（平成32年度）における
市域の温室効果ガスの総排出量を、
2005年度（平成17年度）比で25%以上削減



※ 国の国内対策（真水）分を15%と想定。最終的な目標値は、今後明らかとなる国の対策等に即して、見直す場合がある。

実施施策

温室効果ガスを削減する「緩和」と、削減してもなお過渡的に生ずる影響への「適応」の両面を考慮し、温室効果ガスを中期的に25%削減し、『「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台』の実現を目指すため、地球温暖化対策を5つの体系に沿って実施します。

1 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する

私たちの「杜の都・仙台」で長い間培われてきた豊かな自然環境を、今後の都市のあり方として積極的に生かしながら、移動距離が少なく効率的な活動が行われるまちの構造・配置を、低炭素化に向けた視点から積極的に計画し、最適化を図る。

- (1) 都心、地域拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置
- (2) 自然を生かし、エネルギー利用が最適化された地域の形成
- (3) 杜の都の緑の資源の確保
- (4) 気候変動によるリスクを軽減するまちづくり
- (5) 適正な配置や構造の誘導

2 集約型市街地形成を支える、低炭素型の交通システムをつくる

集約型の都市の要であり都市交通の軸となる鉄道及びこれと結節するバス路線網を整備するなど、環境への負荷が少なく、快適性、利便性、安全性を兼ね備えた利用価値の高い公共交通中心の交通体系を構築し、より環境負荷の少ない交通手段が選択されるよう市民、事業者に促します。

- (1) 鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築
- (2) 環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進

3 未来につなぎ、未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る

エネルギー効率の優れている電気自動車等の次世代自動車、家庭用燃料電池等の最新の省エネルギー機器などの導入促進を図るとともに、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーや、これから普及が期待される新たな環境技術について、積極的な利用や先導的な導入等を図ります。

- (1) 省エネ機器の普及・利用促進
- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大
- (3) 建築物の省エネ化
- (4) フロン類等の排出削減の徹底

4 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める

まず廃棄物の発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）の取り組みを進めることにより、できるだけ廃棄物を出さないよう努めたうえで、廃棄物を排出する際には、分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進します。3R（スリーアール）の取り組みの後に残った廃棄物については、可能な限り熱回収し、適正処分する。また、廃棄物の循環システムの構築に当たっては、その適正処理を前提としつつ、地域の特性や循環資源の性質等に応じて最適化します。

- (1) 3R（スリーアール）の推進、焼却処理量の削減
- (2) 廃棄物処理における温室効果ガスの削減

5 先人に学び、行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる

日常生活や事業活動の中で、温室効果ガスの排出削減に寄与する行動を自然に選択していくような社会の仕組みを整えるとともに、より積極的な行動を促したり、そのような行動が定着したりするような、市民・事業者等への啓発活動を行います。

- (1) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり
- (2) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進
- (3) 低炭素な技術・産業の育成

重点プロジェクト

本市の特性を踏まえ、「仙台らしい」または「仙台でこそ」できることに取り組む、「杜の都」の資産や市民の力を有効に活用するという視点から、5つのプロジェクトを設定し、重点的に推進します。

重点プロジェクト、市役所の削減行動などで、本市の温室効果ガス排出量の約1%に相当する8.5万t-CO₂以上の削減を目指します。

<プロジェクト>

<ポイント>

<実施する取り組み>

<目指す姿>

低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト

- ・全国と比べて温室効果ガス排出割合が高い運輸部門
- ・公共交通を中心としたまちづくりと連携した強力な推進

中長期的な視点も踏まえた施策の評価・改善

公共交通を利用したくなる仕掛けづくり

自動車利用適正化策と組み合わせた公共交通の利用

公共交通を中心とする交通体系によって、にぎわい・活力の溢れるまちづくりと低炭素都市づくりが調和

ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト

- ・業務部門の二酸化炭素排出量の約8割を占める、削減ポテンシャルの高い中小の事業者対策

事業者との協力関係の構築

効果の高い省エネ・新エネ技術導入の重点化

報告制度の導入の検討

環境と経済が調和・融合し、持続可能な産業・ビジネスが地元で定着

緑の恵み循環プロジェクト

- ・広い森林面積を有しながら、懸念される森林環境の荒廃、森林資源の循環の停滞

ネットワークづくり

循環の活性化

需要と供給の確保

森林資源が適正に循環し、森林が市民にも親しまれ、森林の持つ機能と杜の都の魅力が最大限に発揮

地産地消型エネルギーのあふれるまちづくりプロジェクト

- ・学びと交流を生かした再生可能エネルギーや省エネ技術のさらなる拡大

省エネ・新エネ機器の導入促進のアプローチ

様々な連携による新たな技術の開発

まちのいたるところに低炭素技術があふれ、快適・便利な暮らしと両立

市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト

- ・かつてのスパイクタイヤ運動にみられたような、市民の機運の醸成、行動の明確化や特化

「見える化」による市民の取り組み推進、活動の促進

活動プログラムの開発と推進

市民に低炭素の重要性が十分に理解され、取り組むべきことが実践

行動の指針

本編
P41～P47

市民・事業者・民間団体等と本市について、各主体の役割・責任に応じて、低炭素都市づくりのための望ましい行動の指針を示し、一層の推進を図ります。

●市民・事業者の行動の指針

- ・自然の持つ循環の「環(わ)」、人との「輪(わ)」、人と自然との「和(わ)」を尊重することで、心豊かに、生活の質の高さも実感しながら実践できるものを取り上げ、これらの中から意識やライフスタイルに応じて、できるかぎり取り組む

●民間団体等の行動の指針

- ・地球温暖化対策に関する協働事業の企画立案や実施、様々な主体が集う場でのネットワークづくりやその中心となって活動を推進

●市の行動の指針

- ・地域の模範となる率先した取り組み
→新・仙台市環境行動計画により推進
- ・低炭素化の視点からのまちづくり
- ・必要な知識や行動などの多様な学びの創出
- ・低炭素都市づくりに取り組む様々な主体間の総合調整

計画の推進

本編
P60～P62

協働の視点を積極的に取り入れ、常により高いレベルのものを目指しながら、計画の実効的な推進を図ります。

●推進体制

- ・市民等が自ら行う活動の推進、市民等との協働による計画の進行管理
- ・庁内の横断的連携
- ・国・県等との連携による推進

●計画の進行管理

- ・計画の内容に応じた適切な評価
- ・中間見直し

●低炭素都市づくりを支える仕組みの検討

- ・市民、事業者等が一体となって支える枠組みづくり(例えば基金など)の検討

●条例による推進

- ・実効性ある取り組み推進のための条例の制定の検討

仙台市地球温暖化対策推進計画 [改定版]中間案 について みなさまからのご意見をお寄せください。

【提出方法】

添付の用紙または任意の様式により、ご意見・住所・氏名(法人・団体の場合は名称・代表者名)をご記入の上、郵送・FAX・電子メールのいずれかでご提出ください。

郵送: 〒980-8671(住所の記入は不要です) 仙台市環境企画課

FAX: 022-214-0580

Eメール: kan007110@city.sendai.jp

【募集期間】平成23年1月24日(月)～2月28日(月)

【資料配布場所】

平成23年1月24日(月)より、次の場所で本編の閲覧及び概要版の配布をしています。また、仙台市のホームページでもご覧いただけます。

・ホームページ 仙台市ホームページ <http://www.city.sendai.jp/>

・閲覧場所及び配布場所

仙台市環境局環境企画課(小田急仙台ビル9階)

市政情報センター(本庁1階、若林区、太白区)、市民のへや(市役所本庁舎)

各区役所、各総合支所の案内窓口、各市民センター

【留意事項】

- (1) 住所・氏名等の個人情報につきましては、適切な管理を行い、他の目的に利用することはありません。
- (2) 提出いただいたご意見は、個人が特定できない内容に編集し、市としての考え方をとりまとめたうえで、後日公表する予定です。なお、個別の回答は致しませんのでご了承ください。
- (3) 電話や窓口などで、口頭による受付はいたしませんのでご了承ください。

問い合わせ先

仙台市環境局環境企画課

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目7番17号 小田急仙台ビル9階

電話 022-214-8232

FAX 022-214-0580

Eメール: kan007110@city.sendai.jp